

(2) 今後、義務化対象品目の選定要件を見直す場合に考慮すべき事項(案)

- 消費者が原産地情報を必要と考える品目とは何か?という視点での検討が必要。
- 実行可能性について検討する必要がある。
 - 「複数の原産国の原材料を混合・切り替えて使用する場合」に、国名まで表示を求めず「外国産」との表示、あるいは、使用する可能性のある国を全て表示するなど表示方法の変更を含めて検討を行う。
 - 「中間加工原料を使用した場合」に、原料原産地ではなく中間加工原料を製造した国名を記載するなど表示方法の変更を含めて検討を行う。
 - 製造工程の国際化を踏まえて、最終製品の表示のあり方を考える必要がある。
- 任意表示の推進状況等を踏まえて検討する必要がある。ただし、任意表示ができることと、義務化することは異なることに留意する。
- 限られた表示スペースで真に伝えるべき情報とは何か、義務化して表示させるべきことは何か、表示事項全体の中で考える必要がある。
- 原料原産地情報の提供を進めるためには、原材料の流通段階における情報伝達が的確に行われることが必要となる。

今後の予定

(共同会議)

第27回(今回) これまでの議論の整理

第28回 報告書(案)のとりまとめ

(1) 今回の義務化対象品目の見直しについて

(2) 任意表示の推進について

(3) 今後、義務化対象品目の選定要件を見直す場合に考慮すべき事項について

※ 以後、パブリックコメント、意見聴取などを実施し、義務化対象品目の見直し内容等について決定する。